

播磨町新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

1. 町行動計画策定の背景

- 新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されており、これらが発生した場合には国全体の危機管理として対応する必要がある。平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、6月には「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が作成され、10月には「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」が作成された。
- 播磨町においても特措法の規定により、政府行動計画及び県行動計画等との整合性を図りながら、新型インフルエンザ等が発生した場合における対策の基本的な考え方や、実施する主な措置等を定める「播磨町新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成しました。

2. 対象となる感染症

- 感染症法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」
- 感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

3. 対策の目的及び基本的な戦略

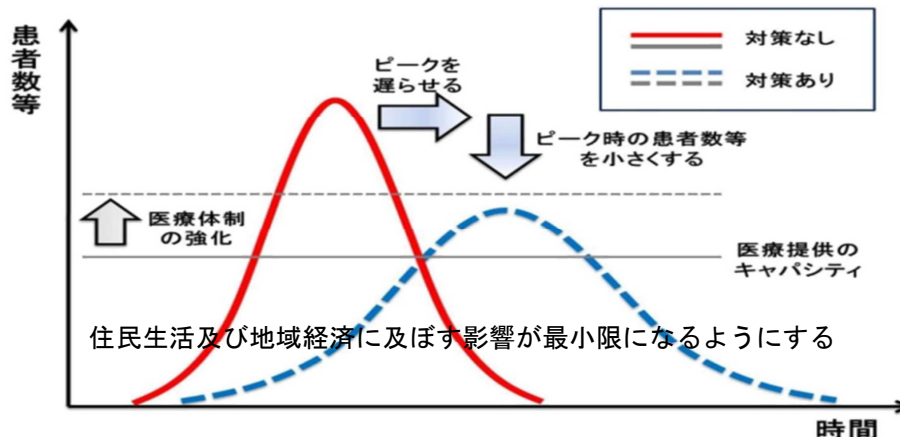
1. 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の強化・拡充整備やワクチン製造・流通のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、地域医療の受け入れキャパシティを超えないようにするとともに、増加する患者について、地域医療の受け入れ態勢の拡充・強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

2. 住民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限になるようにする。

- (1) 行政はもとより、住民及び事業者等が感染対策を実施することにより、感染の機会を減少させ、住民生活や地域経済の安定に寄与する事業者の欠勤者数を減らす。
- (2) 各事業者の事業継続計画の作成・実施等により、住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

対策の効果
概念図



4. 新型インフルエンザ等の発生段階

町の状態	県の状態	国の状態
(未発生期) 新型インフルエンザ等が発生していない状態		
(海外発生期) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
(地域未発生期) 町内又は二次保健医療圏域で新型インフルエンザ等が発生していない状態	(県内未発生期) 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	(国内発生早期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
(地域発生早期) 町内又は二次保健医療圏域で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(県内発生早期) 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(国内感染期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
(地域感染期) 町内又は二次保健医療圏域で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
(小康期) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

5. 主な対策（主要6項目）

1. 実施体制

- 町長を本部長とする「播磨町新型インフルエンザ等対策本部」を設置
- 国の基本的対処方針や県の対処方針を踏まえ、必要な対策の実施

2. 情報収集・提供

- 新型インフルエンザ等に関する情報の収集
- 多様な広報媒体を活用した、新型インフルエンザ等の発生状況や対策等の情報提供
- 生活相談など多様な相談内容にも対応できる相談窓口を設置

3. 予防・まん延防止

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及
- 県からの住民に対する不要不急の外出自粛、学校等の休業措置、施設の使用制限等のまん延防止対策への協力

4. 予防接種

- 国の基本的対処方針に応じ、対策を実施する要因に対する「特定接種」及び住民等に対する「住民接種」の実施

5. 医療体制

- 二次医療保健圏域（東播磨圏域）を単位とした県による医療体制整備への協力

6. 住民生活及び地域経済の安定の確保

- 登録事業者等に対する事業継続計画等の作成や十分な事前準備の要請
- 要援護者への生活支援

6. 発生段階ごとの主な対策

	未発生期	海外発生期 (地域未発生期)	地域発生早期	地域感染期	小康期
目的 対策の	・発生に備えた体制の整備	・町内発生の遅延と早期発見 ・町内発生に備えた体制整備	・町内での感染拡大をできる限り抑制 ・感染拡大に備えた体制整備	・住民生活及び地域経済への影響の最小限に抑制	・住民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える
実施体制	・町行動計画の作成 ・体制の整備及び連携強化	・連絡会議の設置 ・必要に応じた対策の決定	・町対策本部の設置		・町対策本部の廃止 ・第二波に備えた警戒体制へ移行
情報収集 ・提供	・情報収集と住民への情報提供 (小康期まで実施)	・相談窓口の設置	・相談窓口の充実	・相談窓口の継続	・相談窓口の縮小、閉鎖
予防・まん延防止	・個人における感染対策の周知 (小康期まで実施)		<p style="text-align: center;">病原性等に応じて県が対策レベルを切替える</p> <p>状況に応じて以下の対策を実施</p> <p>【対策レベル1・2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、保育所等の臨時休業 ・特定接種及び住民接種の実施 ・集客施設、集会・イベント等での感染防止措置の徹底 <p>【対策レベル3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する社会活動制限要請への協力(不要不急の外出自粛、施設の使用制限、イベントの中止・延期) 		・第二波に備えた対策の評価、検討、見直し
接種 予防	・予防接種体制の構築	・特定接種の実施及び住民接種体制の構築	【対策レベル1・2】	・特定接種及び住民接種の実施	・第二波に備えた住民接種の推進
医療体制	・个人防护具等の資材等の備蓄 ・研修、訓練等の実施			【対策レベル3】	・実施した対策の評価、検討、見直し
住民生活及び地域経済 の安定の確保	・登録事業者等に対する資材の備蓄や事業継続計画の策定など事前準備の要請 ・要援護者への生活支援体制の整備	・県による関係事業者への事前準備要請への協力 ・遺体安置施設等の確保の準備	【対策レベル1・2】	【対策レベル1・2】	・実施した対策の評価、検討、見直し
			・職場における感染対策の実施	・在宅療養者への支援	
			【対策レベル3】	・臨時の医療施設設置への協力	
			・遺体の円滑な火葬	・要援護者への生活支援	
			・生活関連物資の価格安定等の措置	・特例に基づく埋葬・火葬手続	
			・指定(地方)公共機関や登録事業者によるライフライン等の安定供給		

※1 枠内・・・県の決定する発生段階や対策レベルをもとに、町が決定し実施するもの、又は、その名称

※2 下線部分・・・緊急事態宣言時の措置